

意見書案提出書

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和元年10月15日

神奈川県議会議長 梅沢裕之 殿

神奈川県議会議員	渡辺紀之
同	京島けいこ
同	永田てるじ
同	菅原あきひと
同	飯野まさたけ
同	市川和広
同	西村くにこ
同	杉本透
同	いそもと桂太郎
同	相原高広
同	土井りゅうすけ
同	たきた孝徳
同	松本清

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

東京都豊島区で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった本年4月の事故以降も、高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者による死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、平成30年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、令和4年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は平成29年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者に、違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取組は待ったなしの課題である。

一方、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な課題である。

よって国会及び政府は、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策として、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、次の事項について所要の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

- 1 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカーS)や、後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、「安全運転サポート車」(サポカーS)に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」の更なる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

刑事被告人の保釈要件及びその後の収容に関する体制の改善を
求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和元年10月15日

神奈川県議会議長 梅沢裕之 殿

神奈川県議会議員	加藤元弥
同	佐々木正行
同	須田こうへい
同	田中信次
同	柳瀬吉助
同	芥川薫
同	楠梨恵子
同	高橋栄一郎
同	斉藤たかみ
同	青山圭一
同	嶋村ただし
同	森正明
同	松崎淳

刑事被告人の保釈要件及びその後の収容に関する体制の改善を
求める意見書（案）

刑事事件で起訴された被告人の保釈請求が許可される割合の増加とともに、保釈中に別の事件で起訴される者が増加している。さらには、保釈中に実刑判決を受けた者が、収容に応じない、逃走するといった事態も生じている。本来刑に服さなければならない者が、収容されていない状態を許すことは、国民の安全安心の確保の観点から看過できない。

現在、司法制度改革が行われているが、保釈制度を見直し、罪を犯した者が早期に矯正を受け、社会復帰を果たし、全ての国民が、安全で安心して暮らし、かつ社会に貢献できる仕組みを構築すべきと考える。

刑事訴訟法第89条は、裁判所は一定の要件に該当する場合を除き、保釈しなければならないと定めている。そして、保釈を許す場合、犯罪の性質及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、出頭を保證するに足りる額の保釈保証金を納付させることとしているが、財産面における担保のみでは、保釈された者の逃走の抑止は困難な状況にある。

また、実刑判決を受けた者を早期に刑事施設に収容し、早期に矯正すべきことは、安全な国家を構築するためには必要不可欠である。万が一逃走した場合、周辺住民の不安感は計り知れず、現実にかつこうした事案が過日、本県でも発生したところであり、司法制度の根幹を守るためにも、収容されるべき者が逃走を図ることができない法整備が必要である。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

- 1 保釈を許す場合の要件として、保証金額以外の要件を加えるなど、保釈要件を見直すこと。
- 2 実刑判決を受けた者を確実に刑事施設に収容するための強固な体制を確立すること。
- 3 収容に応じない者に対する罰則を新設すること。
- 4 逃走等の事案が発生した場合、関係自治体に対し、適正かつ迅速な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務	大		臣			
法	務	大		臣			

神奈川県議会議長

意見書案提出書

幼児教育・保育の無償化に幼稚園類似施設及び外国人学校も
対象とするよう求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和元年10月15日

神奈川県議会議長 梅沢裕之 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	君嶋ちか子
同	石田和子
同	大山奈々子

幼児教育・保育の無償化に幼稚園類似施設及び外国人学校も
対象とするよう求める意見書（案）

2019年10月に開始された幼児教育・保育の無償化において、国が定めた設置基準を満たさず都道府県知事の認可を受けていない、いわゆる幼稚園類似施設及び外国人学校は無償化の対象外とされている。

しかし、幼児教育・保育の無償化の基本理念は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援し、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮するというものであり、この基本理念に照らせば、幼稚園類似施設及び外国人学校が対象外とされていることは、制度の趣旨に反し、教育の機会均等を著しく損ねるものである。

幼稚園類似施設は、それぞれの施設独自の特長を持ち、地域で親しまれており、外国人学校は、母語・継承語で幼児教育・保育を受けられる環境を有し、子どもの言語的な発達やアイデンティティを育む上でかけがえのないものである。

これらの施設及び学校が幼児教育・保育の無償化の対象外とされることにより、今後、入園・入校希望者が減少したり、現在通っている園児等が無償化対象施設等へ転園したりすることにより、閉園・閉校が相次ぐといった事態になれば、教育の多様性が失われていく結果につながりかねない。

よって国会及び政府は、幼児教育・保育の無償化に関し、その理念に沿ったものとするべく、早急に制度を見直し、幼稚園類似施設及び外国人学校も無償化の対象とされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

殿

神奈川県議会議長